

## SimPITE 利用規約

「本プログラムコード」とは、株式会社 Quemix が独自開発した「PITE」（確率的虚時間発展法 Probabilistic Imaginary-Time Evolution の略称であり、株式会社 Quemix が開発した、単一補助ビットを使用する虚時間発展法の 1 つで、株式会社 Quemix が関連特許及び商標出願しています。）を用いて量子系の基底状態を出力する量子コンピュータのシミュレーションプログラムの総称であり、本規約で使用を許諾する「SimPITE」をいう。

「当社」とは、株式会社 Quemix および本プログラムコードに関わる権利者の総称をいう。

「使用者」とは、本プログラムコードを使用するにあたり、本利用規約に同意し、当社が事前に承認した者（当該使用者が自分自身のために本規約を受諾している場合には、当該使用者を意味し、当該使用者が法人若しくはその他組織または団体を代表して本規約を受諾している場合は、当該使用者が所属する当該法人若しくはその他組織または団体が本規約を遵守することを表明したことを意味します）をいう。

「本利用目的」とは、本プログラムコードを使用する目的をいい、非営利目的および学術研究目的に限るものとする。

「成果物」とは、本プログラムコードを用いたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものもしくはその研究・開発途上のものをいう。）、影像又は音声その他の音響により構成されるもの、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるものをいいます。具体的には、文書、研究論文、レポート、プレゼンテーション、データベース、グラフやチャート、プログラムコードやそのコンパイルされたものなどが含まれる。

「派生成果物」とは、使用者によって改変・翻案された本プログラムコードを用いた成果物をいう。当該成果物は前記「成果物」の定義に準ずる。

（著作権表示について）

本プログラムコードを使用する全ての成果物、派生成果物に以下のような「著作権表示」を表記すること。当該表記がされていない場合、本利用規約違反とみなされる。

株式会社 Quemix の PITE を基にした、Quemix 提供のプログラム SimPITE を使用している。  
T. Kosugi, Y. Nishiyama, H. Nishi, and Y. Matsushita, Physical Review Research 4, 033121 (2022).

## 第1条（使用許諾）

1. 当社は、使用者が本規約の条件に従う限り、本利用目的の達成に必要なかつ相当な範囲内であれば本プログラムコードを無償で使用することを使用者に許諾する。なお、当該許諾は国内外及び地域を問わず譲渡不能、再実施許諾不能、担保提供不能とする。
2. 使用者は、本プログラムコードのオリジナル若しくはコピーの形態又は媒体に拘わらず、本プログラムコードを記録する媒体、およびその後で作成された全ての本プログラムコードのコピーについて著作権（複製権、譲渡権及び二次的著作物の作成権等、著作権法第21条乃至第28条に定める権利を含むが、これに限られない。）、商標権その他一切の知的財産権又はその他いかなる権利も当社に帰属していることに合意している。
3. 当社は、使用者が本プログラムコードの全部又は一部の譲渡・販売・転貸あるいはその二次的著作物を創作・譲渡・販売・転貸することは許諾していない。ただし当社の条件付事前承諾があればこの限りではない。

## 第2条（当社の使用許諾の条件）

1. 前条の許諾は使用者が以下を遵守することを条件とする。ただしかかる条件を遵守しても著作権法第27条及び同法第28条に規定する権利を当社は使用者に対して譲渡しない。
  - (1) 本規約に基づき使用許諾された範囲であれば事前の承諾を要することなく、使用者自ら利用することができること
  - (2) 使用者が本利用目的の達成に必要な範囲内に限り、本プログラムコードを改変・翻案すること
  - (3) 本プログラムコードを改変・翻案する場合、改変か所の履歴を残す等、使用者が改変・翻案したということを明示的に成果物又は派生成果物に示すこと
  - (4) 本プログラムコードを用いて、当社以外の第三者と共同で研究活動をする場合または成果物又は派生成果物を公表する場合には、共同相手も当社の許諾を受けていることを相互に確認し、事前に当社に通知し当社の承諾を得ること
  - (5) 本プログラムコードを用いた成果物又は派生成果物を法人若しくはその他組織または団体外に公表しようとする場合、当該成果物又は派生成果物には著作権表示を記載すること。記載方法は、冒頭の（著作権表示について）を参照のこと。
  - (6) 当社からの使用許諾または事前承諾に基づく使用であったとしても、本プログラムコードを用いて生じる責任について、使用者自身（法人若しくはその他組織または団体内での使用許諾した者を含む）が全ての責任を負うこと
  - (7) その他本プログラムコードの使用に関して、当社の指示に従って使用すること
2. 前項の使用許諾につき、当社が使用者に対して本利用目的に基づき本プログラムコードの使用を許諾したとしても、以下の行為はしてはならないものとする。
  - (1) 本規約に基づき使用許諾された範囲を超えて本プログラムコードを使用してはならない。
  - (2) 使用者は、無償若しくは有償に関わらず本プログラムコードをネットワークサーバーにインストールし、使用者の組織外の者に、コンピューター、デバイス又はその他の機器から

当該ネットワークサーバーにアクセスさせて公開、頒布若しくは譲渡、使用させてはならない。

- (3) 使用者は当社所定の著作権表示を削除・改変してはならない。
  - (4) 使用者は、自己の権利取得のために本プログラムコードの全部又は一部を本プログラムコードの変更又は本プログラムコードのトレース、デバッグ、逆アセンブル、デコンパイル、リバースエンジニアリング、その他の手段により、本プログラムコードの構造・機能・処理方法等を解析してはならない。ただし、本利用目的に基づき本プログラムコードの誤り等を修正する場合は、この限りでない。
  - (5) その他主たる目的にかかわらず当社の権利（著作権法第 27 条及び同法第 28 条に規定する権利を含む）を侵害する行為をしてはならない。
3. 使用者が本規約に基づく使用許諾以外に本プログラムコードの使用を希望する場合、当社に事前に文書で通知し、当社の事前承諾を得るものとする。
  4. 使用者が本プログラムコードを用いて成果物又は派生成果物に関連する権利取得をする場合又は二次的利用する場合、当社に事前に文書で通知して、取扱い及び帰属について当社との協議の上、当社の承諾を得なければならない。
  5. 使用者は自己に帰属する当該権利について、当社にサブライセンス権付非独占的通常実施権を無償で許諾するものとする。当社は当社の特許を無償で許諾する場合に限り、当該権利を併せて無償で第三者に許諾できるものとする。また、当該権利に基づく対価を獲得した際は使用者に別途定める条件で分配するものとする。

### 第 3 条（フィードバック）

使用者は、本プログラムコードに関して当社に対して提供される全ての提案、改善の要請、提言、修正又はその他のフィードバックを、当社が利用、頒布、公開しているその他のサービス、プログラムコードに組み込み、当社が何ら制約無く著作権法所定のあらゆる権利を自由に行使する無償かつ無期限の国内外に渡る権利を包括的に許諾する。なお使用者は当社に対し著作者人格権を行使しないものとする。

### 第 4 条（保証の否認）

1. 当社は、本プログラムコードを現状有姿で使用者に提供するものとし、本プログラムコードの機能、性能及び品質、正確性、完全性、適時性、権利非侵害性、特定目的適合性を含め、如何なる保証も提供しません。
2. 当社は、本プログラムコードを用いた成果物及び派生成果物に関連して使用者に生じる直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害、結果損害を含め、また営業権の損失、業務の停止、コンピューター障害または誤作動、その他の商業上の損害や損失など、いかなる損害に対しても、当社が当該損害の可能性をたとえ知らされていたとしても、使用者に対して何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、本プログラムコードについて、第三者の特許権その他の知的財産権に対する侵害がないことの保証を行うものではなく、使用者が、本プログラムコードに関して第三者から知的財

産権の侵害の申立て（警告、訴訟の提起を含む。）を受けた場合においても、何らの責任も負わないものとする。

4. 当社は、本プログラムコードを予告なしに変更することがある。この場合、変更後の本プログラムコードにも本規約の定めがそのまま適用される。

#### 第5条（使用許諾の終了）

1. 使用者は以下の事由が生じた場合、本プログラムコードの使用を中止若しくは差止め、直ちに当社に返却または廃棄しなければならない。
  - (1) 本規約の違反行為があり、当社から相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないとき
  - (2) 本プログラムコードに対する知的財産権侵害を認める旨の確定判決又は審判が出されたとき
  - (3) 使用者が、当社に対して本プログラムコードの直接又は間接的な知的財産権の侵害の申立て又は自己の権利取得行為をしたとき
  - (4) 使用者が、当社が指定した方法で、著作権表示をしないとき
  - (5) 当社の経営判断に基づき本プログラムコードに関する事業を一部又は全部を終了するとき
  - (6) その他、当社の自己の裁量に基づいて使用許諾を取消す旨の通知をしたとき
2. 前項各号の行為によって、当社又は第三者に損害が発生した場合は、使用者は補償しなければならない。

#### 第6条（本規約変更）

当社は、変更する本規約の効力が発生する相当な期間前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力日を、当社が適切と判断する方法により通知するものとします。使用者が効力発生日までに異議を述べず、本プログラムコードの利用を継続した場合には、当該変更に同意したものとみなします。また、当社は、本条に基づいた本規約の変更によりお客様に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

#### 第7条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとし、解釈言語は日本語とする。
2. 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

効力発生日 2023年6月16日

以上につき、同意いたします